

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ゴルフ接待に妻を同伴

Q: 当社では、忘年会の代わりに忘年ゴルフを得意先としようと思っています。このゴルフに役員でも従業員でもない妻を連れていこうと思います。この場合の費用はどうなりますか。

A: 税法上、交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先・仕入先、その他事業に関係する者等に対する接待、きょう応、慰安、贈答、その他これらに類する行為のために支出するものと規定されております。

したがって、ご質問の場合は、交際費に該当します。

問題となるのは、奥様の費用が個人的負担となるのかどうかです。税法では、直接法人の営む事業と取引関係のあるもののほか、間接的に法人の利害に関係のある者やその法人の役員、従業員、株主等も「その他事業に関係する者」に含まれます。

奥様は、役員でも従業員でもないとのことですが、会社の利害関係者として「その他事業に関係する者」に含まれ会社が接待の費用を負担することについて問題はないと思われます。

ただし、ゴルフの接待に常に奥さんを連れていくとか、接待か娯楽なのか区別がつけにくいような場合は個人的な費用ということになることもありますので、ご注意下さい。

